

令和 6 年度 門川町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての課・局とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う支援施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

本方針により調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

(1) 物品

消耗品、印刷物、各種記念品、食料品、その他障害者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障害者就労施設等が提供することが可能な役務

5 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、物品及び役務ともに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を収集し、その調達の推進のために庁内各課・局に提供する。
- (2) 各課・局は、物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や門川町財務規則（昭和41年規則第4号）などの関係規定に従い、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。
- (3) 各課・局は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の障がい特性等に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。

7 調達実績の公表

年度終了後、速やかに、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表する。

8 当該方針に基づく窓口

この方針の窓口は、福祉課とする。

付則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。